

チャレンジ発注推進事業募集のご案内

県では、新しい事業分野を開拓しようとするベンチャー企業や経営革新を目指す中小企業者等が開発した新商品や役務を認定するとともに、県が政策的随意契約により率先して調達することにより、企業の信用力を高め、販路開拓を支援しています。

つきましては、認定を希望する事業者を募集しますので、ご案内いたします。

※認定した商品・役務について、県による調達を確約するものではありませんので、ご注意ください。

1 募集対象者

県内に主たる事務所を有する中小企業者、県内で新たに法人を設立しようとする者、企業組合・協業組合・事業協同組合・商工組合・NPO等の法人または個人で、新商品の生産や新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者を対象とします。

2 募集期間

令和3年7月26日（月）～令和3年12月3日（金）（郵送の場合、当日消印有効）

3 募集の対象となる商品・役務

新型コロナウイルス感染症を受けての「県民行動指針」・「新しい生活様式」の実践に資する新商品・新役務

【対象とならないもの】

食品衛生法で規定する食品

医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器およびそれに類するもの

4 申請方法

以下の書類を作成・添付の上、県創業・経営課あて郵送またはご持参ください。

- (1) 認定申請書
- (2) 実施計画書
- (3) 定款の写し（法人に限る）
- (4) 最近2営業期間の決算書
- (5) その他商品や役務に関する資料（商品・役務の新規性が確認できる書類等）

※以下のホームページから認定申請書、実施計画書の様式等をダウンロードできます。

<http://www.pref.fukui.jp/doc/sinsan/>

5 審査

申請書類をもとに、書面審査を行う予定です。

（必要に応じて申請の商品・役務について追加でヒアリングを行うことがあります。）

書面審査は、募集期間内（10月を予定）と期間終了後（1月を予定）に計2回実施し、それぞれで認定事業者を決定する予定です。

6 認定基準

認定に当たっては、次に掲げる7つの基準のいずれにも適合する必要があります。

(1) 新商品等の新規性（以下のいずれかに該当）

- ・これまでに企業化されている商品や役務とは別のものであること。
- ・これまでに企業化されている商品や役務と同一のものであっても、著しく異なる使用価値があり、実質的に別の商品や役務に属するもの。

※企業化…研究開発段階を終えて、製造や販売を開始すること。

(2) 新商品等の有用性

- ・事業活動に係る技術の高度化もしくは経営能率の向上または住民生活の利便性の増進に寄与するものと認められること。

(3) 新商品等の市場性

- ・社会情勢、市場ニーズに合致しており企業化の見通しがあると認められること。

(4) 新商品等の経済性

- ・性能および品質に比して価格が妥当であると認められること。

(5) 事業者の実施の確実性

- ・事業者が将来的に新商品等の生産や提供、販売を行っていく上で、資金調達に支障がないと認められること。

(6) 県の機関が購入することによる波及効果

- ・過去に県の機関での購入実績がなく、県の機関が購入することによって、事業者の信用力の向上あるいは業績への波及効果が高いと認められること。

(7) 県の機関での活用

- ・県の機関で現実的に活用することが可能であると認められること。

7 認定期間

認定の日から3年

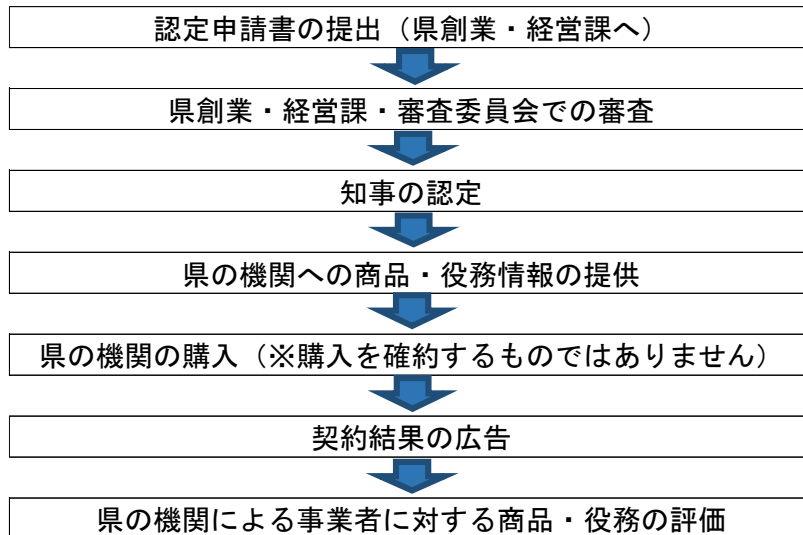
8 県・市町による認定した商品・役務の調達実績（平成17年度からの累計）

調達実績（累計）：147件、125,363千円（政策的随意契約以外の実績も含む）

9 認定によるその他のメリット

- ・当制度の認定事業者は、商工中金の「福井チャレンジ発注推進事業活性化ローン」の利用が可能になります。
- ・県では、県庁内や市町のほか、県内外に向けて様々な手段（ホームページ掲載等）により、認定事業者の商品・役務等をPRします。
- ・県にて用途が見込まれるものは、商品および役務の調達を検討させていただきます。
※県が認定商品の購入を確約するものではありません。
- ・県が調達した商品および役務については、使用後の意見をフィードバックいたします。

10 認定手続きのフロー



[お問い合わせ先・申請先]

福井県産業労働部創業・経営課経営支援グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL. 0776-20-0367 FAX. 0776-20-0678

E-mail sougyoukeiei@pref.fukui.lg.jp